

いじめ問題に係る法的留意事項について

義務教育課・高校教育課

いじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づき、対応しなければなりません。

そこで、特に留意すべき事項を以下に掲載しますので、適切に対応するようお願いします。



いじめの定義

●いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこととなっています。

また、具体的ないじめの種類には、「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」なども入ります。



主な法的留意事項

●学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめ防止対策推進法第22条）

●被害児童生徒やその保護者に対する支援、加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言については複数の教職員により継続的に行うこと。

（いじめ防止対策推進法第23条3項）

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する必要があります。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図り、組織で対応していくことが大切です。

また、この組織には、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の参加が示されていますが、状況によっては教職員のみでの構成もあります。

●必要に応じ、加害児童生徒は別の教室で学習を行わせるなど、被害児童生徒が安心して教育を受けられるための措置を講ずること。

（いじめ防止対策推進法第23条4項）

●保護者間で争いが起きることのないよう、情報を保護者と適切に共有すること。

（いじめ防止対策推進法第23条5項）

いじめられた被害者が別室で学習等を行い、加害者が教室で授業を受けるという対応は、上記に違反することになるため注意してください。

また、調査内容や今後の対応等については、できるだけ関係保護者と情報を共有するなど、誠意をもって対応に当たるよう心がけてください。

いじめの解消



●いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○少なくとも3か月以上いじめの行為が止んでいること。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

また、その確認に当たっては、被害児童生徒及びその保護者に対し、面談等で行うこと。

（いじめ防止等のための基本的な方針）

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行してください。

また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

【関係資料等】

- ・ 県教委ホームページ（生徒指導関係）

